

第二期県立高校再編計画案（特例校）について

平成29年3月16日 栃木県教育委員会

本県では、引き続き、1学級40人換算で1学年当たり4学級から8学級を適正規模とし、学校の統合などにより、その維持に努めます。

ただし、県の周縁部に位置する一部の学校では、特例として、適正規模未滿で学校を維持する場合があります。

◇ 基本的な考え方

ア 適正規模の維持が困難または将来困難となることが見込まれる学校や、適正規模であっても統合により教育内容の一層の充実と活性化が期待できる学校は、統合を検討します。

イ アの学校においても、県の周縁部に位置し、中山間地域など通学不便な地域が学校周辺に広がり、近隣に他の高校がない学校は、特例とし、1学年3学級または2学級で生徒の募集をします（以下、3学級特例校、2学級特例校）。

その際、学校運営協議会制度*を導入するなど、地域と一体となって魅力ある学校づくりに取り組み、生徒の確保に努めます。

しかし、その後も入学者が募集定員を下回り、将来的にも募集定員分の生徒の確保が困難であることが見込まれる場合には、次のとおりとします。

3学級特例校については、地元地域とも十分に協議し、統合などを行い募集を停止するか、または、募集定員を減じ、2学級特例校として生徒の募集を続けます。

2学級特例校については、2学級での生徒募集開始から3年目以降、入学者が2年連続して募集定員の3分の2未滿となった場合は、地元地域とも十分に協議し、原則として、統合などを行い募集を停止します。

なお、特例校であっても、統合により教育内容の一層の充実と活性化ならびに地区全体の教育の質の向上が期待される場合には、上述の入学状況にかかわらず、統合を検討します。

いずれの場合においても、統合などの際の計画は、別途定めます。

◇ 対象となる学校

日光明峰高校、益子芳星高校、茂木高校、馬頭高校、黒羽高校、那須高校

◇ 実行計画

ア 平成30年度に日光明峰高校を2学級特例校、馬頭高校を3学級特例校とします。

イ ア以外の対象となる学校については、地域の中学校卒業者数の見込みや入学者数の状況等を見ながら特例校とする年度を決定し、その前年度に公表します。

※ 学校運営協議会制度 … 保護者や地域住民などから構成される協議会であり、この協議会を設置した学校がコミュニティ・スクールである。協議会の委員に任命された保護者や地域住民などが一定の権限を持って学校運営に参画することを通して、学校が地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを進めることをねらいとする。